

役員選任内規の改定案

【現 行】	【改定案】
(役員の選任) 第5条 推薦理事の選出は、選挙理事の意見を聴き候補者を選考して評議員会に諮り、社員総会で選任する。 2. 推薦理事の選考は、地区別・専門科別の均衡又は日本リウマチ学会の方針の一貫性を維持するための推薦とする。 第6条 監事の選任は、理事会で候補者を推薦し、評議員会に諮り社員総会で選任する。 ...	(役員の選任) 第5条 推薦理事の選出は、<u>第4条第2項による選挙により選出された理事候補者の意見を聴き、理事会が</u>候補者を選考して評議員会に諮り、社員総会で選任する。 2. 同 左 第6条 監事の選任は、<u>第4条第2項による選挙により選出された理事候補者の意見を聴き、理事会で</u>候補者を推薦し、評議員会に諮り社員総会で選任する。 ...
(選挙の実施) 第15条 投票は、選挙管理委員会が定める所定の投票用紙を用い、全国いっせいに郵送によって行う。投票用紙記載後は、定められた封筒により返送するものとし、投票締め切り日の消印有効とする。 2. 投票に当たっては、無記名投票とする。 ...	(選挙の実施) 第15条 同 左 2. 同 左 【3項を追加】 3. <u>開票は選挙管理委員会が行い、投票結果は速やかに選挙人に告知する。</u> ...
(選挙人および理事候補者) 第21条 立候補しようとする者は、選挙年の前年の11月30日までに「全国選出理事候補」または「支部選出理事候補」の別に、本人の立候補届に所信および評議員5名の推薦状を付して選挙管理委員会に提出しなければならない。その際提出された立候補者の所	(選挙人および理事候補者) 第21条 同 左

信は、選挙管理委員会から選挙人に公表される。 ．．． （理事選任候補者の決定） 第 26 条 理事選任候補者が決定した後、社員総会が開催されるまでの間に特別の事情があり候補を辞退するか、又は、欠けたときは、選挙管理委員会に諮り次位の者を繰り上げる。	<u>【2 項を追加】</u> <u>2. 「支部選出理事候補」にあつては、評議員 5 名に代わり、当該支部評議員 5 名または支部運営委員会の推薦とする。</u> ．．． （理事選任候補者の決定） 第 26 条 同 左 <u>【2 項を追加】</u> <u>2. 次位がない場合、理事会は、第 4 条第 2 項による選挙により選出された理事候補者の意見を聴き、推薦理事候補者を選考して評議員会に諮り、社員総会で選任する。この場合でも、推薦理事の定数は変更しない。</u> 附 則(2018 年 4 月 26 日) <u>この内規の改定は、2018 年度社員総会の承認を得て、第 9 期役員の選任から適用する。</u>
--	--